船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（操縦試験手数料等） **第百四十四条**　操縦試験を受ける者が国（指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関）に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる操縦試験の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			（操縦試験手数料等） **第百四十四条**　操縦試験を受ける者が国（指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関）に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる操縦試験の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。		
操縦試験の種別		金額	操縦試験の種別		金額
一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験、二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	四千二百五十円（第百一条第二項の規定による場合にあつては二千四百五十円）	一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験、二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	三千四百五十円（第百一条第二項の規定による場合にあつては千六百円）
一級小型船舶操縦士試験	学科試験	一万円	一級小型船舶操縦士試験	学科試験	六千六百円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士試験	学科試験	四千八百五十円	二級小型船舶操縦士試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験	四千二百五十円	二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験	二千八百円
	実技試験	一万七千九百円		実技試験	一万五千円
二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験	学科試験	四千八百五十円	二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	二万一千二百円		実技試験	一万八千九百円
特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	四千四百円	特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	二千九百円
	実技試験	一万九千円		実技試験	一万六千四百円
2～6　（略）			2～6　（略）		

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。